

2. エンジン発電機の種類

エンジン発電機は用途によって、常用、非常用及び移動用があり、設置形態によって移動用（可搬形、車載形）と定置形に分類されます。

（1）用途による分類

① 常用発電装置

離島のように電力会社の系統から給電が得られない場合、あるいは過疎地など電力会社から給電してもらうために多額の負担金を要し経済的に不利な場合には、エンジン発電機を常用電源として使用します。

また、経済的な受電契約を行うためピークカット用及びコージェネレーション用エンジン発電装置も常用電源となり、これらは、電気事業法上「発電所」としての取扱いを受けます。

② 非常用発電装置

ガス・上下水道などの重要な公共施設、及び情報社会の中核をになう放送局や無線通信基地の停電は瞬時たりとも許されません。

また、デパート・ホテル・病院・地下街など多くの人々が集まる場所や、電気が神経系統となり高度な制御を行っている各種プラントやコンピューターによるオンラインシステムなどで、予期せぬ停電が発生した場合、それらの機能の停止、又は低下による大きな経済的損失や、時として尊い人命の損失につながる恐れもあります。

更には、災害発生時の停電による諸施設の停止又は混乱により生じる二次災害の防止のため、常用電源のほかに非常用電源の確保をエンジン発電機で賄うものです。非常用発電装置は、電気事業法上、発電所として扱われず「需要設備の付帯設備」として扱われます。

非常用発電装置には、防災用発電装置と一般停電用予備発電装置（非防災用）があります。防災用発電装置とは、消防法に基づく消防設備の電源として、更に、建築基準法に基づく建築設備の非常用電源として設置されるものです。防災用発電装置は消防法施行規則に基づき消防庁長官が登録した登録認定機関の認定品を使用しなければなりません。

一般停電用予備発電装置は、防災負荷以外に使用するもので、始動方法には手動式と自動始動盤を組合せた自動式のものがあります。

③ 移動用発電装置

移動用発電装置には、土木・建設・道路工事などの現場で使用するために貨物自動車等で移設して使用するものと、貨物自動車等に設置して使用する車載形があります。

電気事業法上、用途により「発電所」となる場合と「需要設備に属する非常用予備発電装置」となる場合があります。(経済産業省通達『移動用電気工作物の取扱いについて』)

(2) 設置形態による分類

① 可搬形エンジン発電機

可搬形エンジン発電機は、一般の土木・建設作業用の工事用電源、農林・水産業の電源、更には各種イベント（催物）やレジャーにと、あらゆる分野で用いられます。

② 車載形エンジン発電機

検診車、通信回線中継車、TV中継車、各種イベント用電源車などに搭載されます。

③ 定置形エンジン発電機

定置形エンジン発電機は、ビル、工場、畜舎、養漁場等の非常用電源や山間過疎地、離島などでの常用電源として用いられます。

また、季節的変動の大きい食品加工・水産加工工場、夏場のみの冷房設備、冬場のみのスキー場、電力使用が、一時的にピークがでるゴルフ場、採石場、コンビニエンスストア、レジャー施設、ホテルなどの経済的な受電契約を行うためのピークカット用の電源としても使用されます。